

岐阜羽島衛生施設組合格約

昭和36年6月3日
岐阜県指令第8659号

| | | |
|----|-------------|----------------|
| 改正 | 昭和39年 8月 1日 | 岐阜県指令第3191号 |
| | 昭和41年 6月14日 | 岐阜県指令第2624号 |
| | 昭和43年 5月17日 | 岐阜県指令第2259号 |
| | 平成 4年 6月26日 | 岐阜県指令伊総第338号の3 |
| | 平成 7年 4月 1日 | 岐阜県指令伊総第13号 |
| | 平成14年 1月25日 | 岐阜県指令岐振第1390号 |
| | 平成16年10月14日 | 岐阜県指令岐振第1043号 |
| | 平成16年10月15日 | 岐阜県指令岐振第1054号 |
| | 平成17年 2月22日 | 岐阜県指令岐振第1487号 |
| | 平成17年11月30日 | 岐阜県指令岐振第970号 |
| | 平成19年 2月 5日 | 岐阜県指令岐振第1740号 |
| | 平成23年 1月27日 | 岐阜県指令市町村第838号 |
| | 平成28年 2月 2日 | 岐阜県指令市町村第1227号 |

(組合の名称)

第1条 組合の名称は、岐阜羽島衛生施設組合(以下「組合」という。)と称する。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。

岐阜市、羽島市、羽島郡岐南町及び同笠松町

(共同処理する事務)

第3条 この組合は、別表に掲げる区域におけるし尿、浄化槽に係る汚泥(岐阜市にあつては、一部を除く。)及びごみの処理並びにこれらの処理施設の建設及び維持に関する事務を共同処理するものとする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、岐阜市境川5丁目147番地に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は9人とし、各市町における議員の数は、次のとおりとする。

岐阜市 3人

羽島市 2人

岐南町 2人

笠松町 2人

(議員の選挙方法)

第6条 組合の議員は、次の者をもつて充てる。

- (1) 岐阜市にあつては、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条に規定する者を含む。)並びに議会の議長(法第106条第1項に規定する者を含む。以下同じ。)及び衛生担当常任委員長

(2) 羽島市、羽島郡岐南町及び同笠松町にあつては、その市町の長(法第152条に規定する者を含む。)及び議会の議長

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により市町の長が管理者又は副管理者となつた当該市町に係る組合の議員は、岐阜市にあつては議会の議長及び衛生担当常任委員長並びに市長が指名した職員、羽島市、羽島郡岐南町及び同笠松町にあつては、議会の議長及び市町の長が指名した職員をもつて充てる。

(議員の任期)

第7条 組合の議員の任期は、市町の長及び市町の議会の議長並びに岐阜市議会の衛生担当常任委員長の職にある者にあつてはその職の在任期間に従い、市町の長の指名した者にあつては2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任議員の残任期間とする。

(執行機関の組織及び選任方法)

第8条 組合に管理者、副管理者3人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者及び副管理者2人は、関係市町の長の互選により定める。
3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
4 副管理者1人及び会計管理者は、それぞれ管理者の属する市町の副市長又は副町長及び会計管理者(法第170条第3項に規定する者を含む。)をもつて充てる。

(職員)

第9条 前条に定めるもののほか、組合に所要の職員を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第9条の2 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあつては組合の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任されたものにあつては4年とする。

(経費の支弁方法)

第10条 組合の経費は、補助金及び組合に属する収入をもつてこれに充て、なお不足する場合は、別に定める分賦方法により各市町に分賦する。

- 2 前項の分賦金の総額及びその分賦方法は、組合議会の議決を経てこれを定める。

(委任)

第11条 この規約施行に関し必要な規定は、管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

(共同処理する事務の特例)

- 2 組合は、第3条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から、組合が新たに設置するごみ処理施設の供用を開始するまでの間、ごみの処理に関する事務のうち焼却処理を共同処理しない。

附 則（昭和39年8月1日岐阜県指令第3191号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和41年6月14日岐阜県指令第2624号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和43年5月17日岐阜県指令第2259号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成4年6月26日岐阜県指令伊総第338号の3）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成7年4月1日岐阜県指令伊総第13号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成14年1月25日岐阜県指令岐振第1390号）
この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月14日岐阜県指令岐振第1043号）
この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日岐阜県指令岐振第1054号）
この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成17年2月22日岐阜県指令岐振第1487号）
この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日岐阜県指令岐振第970号）
この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年2月5日岐阜県指令岐振第1740号）
この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月27日岐阜県指令市町村第838号）
この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月2日岐阜県指令市町村第1227号）
この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分 | 区 域 |
|--------------------|--|
| し尿及び浄化槽 に係る汚泥処理 | 1 岐阜市 全域。 2 羽島郡 岐南町及び笠松町の全域。 |
| ごみ処理 | 1 岐阜市 三里、茜部、鶉、市橋、厚見及び且格小学校区 の一部の区域並びに柳津小学校区一円。 2 羽島市 全域。 3 羽島郡 岐南町及び笠松町の全域。 |